

令和2年11月30日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

消費者庁次長

(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

本年7月に規制改革実施計画及び成長戦略フォローアップが閣議決定され、行政手続において書面・押印・対面を求めていた規制・慣行の見直しに向けた取組を行うことされました。

上記に係る事項のほか、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の解釈を明確にすべきと判断した事項等について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）」を一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。